

第 12 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 2 月 12 日（木） 14 時 01 分～14 時 41 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（19 名）

1 番委員	今井 由香里	2 番委員	今井 文雄	3 番委員	駒井 雄多
4 番委員	山口 知治	5 番委員	大川 哲彌	6 番委員	花田 昭二
7 番委員	花田 良造	8 番委員	對馬 忠法	9 番委員	齋藤 美也子
10 番委員	外川 清孝	11 番委員	葛西 松静	12 番委員	工藤 守
13 番委員	今井 龍美	14 番委員	小山内 知寛	15 番委員	木村 雅栄
16 番委員	葛西 雅博	17 番委員	古川 榮	18 番委員	桑田 久毅
19 番委員	高井 美奈子				

4 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7 名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	小野 哲
平賀-4	齋藤 陽徳	尾上-1	森内 優加利	尾上-2	葛西 均
碓ヶ関	平山 純一				

5 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

平賀-5	谷川 一雄				
------	-------	--	--	--	--

6 出席事務局職員（6 名）

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	福士 鉄也	事務局係長	外川 隆子
主査	佐藤 千尋	主事	阿保 真心	碓ヶ関支局長補佐	成田 剛

7 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 33 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 35 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について

議案第 36 号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について

議案第 37 号 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について

報告第 30 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 31 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

8 会議の概要

あいさつ (省略)

農業委員会憲章
唱和 (委員全
員)

【開会 14 時 04 分】

議長 (今井龍
美)

これより、第 12 回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19 名中 19 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
5 番大川委員、6 番花田昭二委員の両名にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議案説明のため、中畑事務局長、福土事務局長補佐、成田碓ヶ
関支局長補佐、外川係長、佐藤主査、阿保主事の出席を求めまし
た。書記には、成田碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。
それでは議案審議に入ります。
本日の議案は、お手元に配付してある議案第 33 号から第 37 号
の 5 件、ほかに報告が 2 件でございます。
現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そ
のまま採決をとりたいと思います。
はじめに、議案第 33 号を議題とし、事務局に説明を求めま
す。

阿保主事

1 ページをご覧ください。

議案第 33 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1：農地法第 3 条調査書と併せて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、87 番から 4 ページの 94 番までは経営拡大、5 ページの 95 番と 96 番は新規就農、97 番から 6 ページの 100 番までは譲渡人の要望、7 ページの 101 番は親からの受贈、8 ページの 102 番は祖母からの受贈によるものです。

件数は 16 件、面積 52,046 m²、田 10 筆 13,015 m²、畑 31 筆 39,031 m² です。

続いて、9 ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、71 番と 72 番は経営拡大、10 ページの 73 番は譲渡人の要望、74 番は新規就農によるものです。

件数は 4 件、面積 12,131 m²、田 9 筆 です。

続いて、11 ページをご覧ください。

使用貸借権設定について、8 番と 9 番は新規就農、12 ページの 10 番は親からの経営継承によるものです。

件数は 3 件、面積 23,302 m²、田 2 筆 8,027 m²、畑 10 筆 15,275 m² です。

今回、申請のあった案件については、別添 1 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、所有権移転の 88 番から 102 番について、賃貸借権設定の 71 番、73 番から 74 番について、使用貸借権設定の 8 番から 10 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、所有権移転の 87 番については、14 番 小山内委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、小山内委員に退席を求めます。

(小山内委員 退席)

議長

それでは、87 番について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
小山内委員の入室を許可します。

(小山内委員 着席)

議長

次に、賃貸借権設定の 72 番については、4 番 山口委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、山口委員に退席を求めます。

(山口委員 退席)

議長

次に、議案第 72 号を議題とし、事務局に説明を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
山口委員の入室を許可します。

(山口委員 着席)

議長

次に、議案第 34 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

外川係長

13 ページをご覧ください。

議案第 34 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 2 農地転用許可基準説明書と合わせて、14 ページをご覧ください。

8 番の申請地は 15 ページのとおり、スポーツランドひらかから南へ約 200m に位置します。土地利用計画は 16 ページのとおり普通住宅の建築です。

次に、9 番の申請地は 17 ページのとおり、平川市役所から東へ約 300m に位置します。土地利用計画は 18 ページのとおり駐車場の造成です。

なお、当該地は平川市地域農業経営基盤強化促進計画に記載されている農地で、計画からの除外手続き中であることから、除外日を許可日として許可証を交付することになります。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 34 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 35 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主査

19 ページをご覧ください。

議案第 35 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対して、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案の作成を要請したいので審議を求めるものです。

20 ページをご覧ください。

整理番号 33 番から 21 ページ 38 番までは経営拡大、22 ページ 39 番から 23 ページ 42 番までは借入地の取得によるもので、全て一括方式による所有権移転です。

なお、県による公告は令和 8 年 4 月 20 日予定です。

件数は 10 件、面積 66,137 m²、田 10 筆 39,426 m²、畑 6 筆 26,711 m²です。

続いて、24 ページをご覧ください。

整理番号 27 番は、元々借受人の父が借り受け耕作しておりましたが、契約期間満了に伴い、子である借受人が新たに契約を締結するもの、28 番は元々借受人の夫が借り受け耕作しておりましたが、夫の死亡及び契約期間満了に伴い妻である借受人が新たに契約を締結するもので、いずれも一括方式による賃貸借の利用権設定です。

件数は 2 件、面積 22,251 m²、田 9 筆 22,251 m²です。

今回、申請のあった案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、所有権移転の 33 番から 42 番、利用権設定の 27 番から 28 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 36 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

福土補佐

25 ページをご覧ください。

議案第 36 号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について、不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている別紙受贈者又はその推定相続人が、地方税法附則第 12 条第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。

なお、証明願が遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加承認するものとします。

26 ページをご覧ください。

今回の不動産取得税徴収猶予の継続対象者は 4 名です。

農地等の生前一括贈与に伴う納税猶予を受けている対象者は、3 年に 1 度、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を県税部に提出することになっており、届出書の添付書類として、農業委員会の発行する証明書が必要となることから、その承認を求めるものです。

以上です。

議長

それでは、議案第 36 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。

議長

次に、議案第 37 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

外川係長

27 ページをご覧ください。

議案第 37 号 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、遊休農地全体調査等により把握された別紙の農地について、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて審議を求めるものです。

28 ページをご覧ください。

こちらは、既に原野、または山林化となっている農地について、農地パトロール等により現地を確認し、非農地判断マニュアルに基づいて判断した結果です。

1番、2番については、国道7号線により分断され、道路に沿った細長い農地で、特に2番については、法面で傾斜がついており、農地としての利用が困難な状況です。

3番から9番と11番については、かなりの雑木が生い茂って山林化してきており、農地への復活は困難な状況です。

残りの10番と12番、13番は一部が山に隣接し、山林化してきていることから、農地としての利用が困難な状況です。

所有者等に対し非農地とする予定について通知したところ、特に意見は寄せられませんでした。

また、関係機関である農林課、建設課にも意見照会をしましたが、非農地と決定しても問題ないとの回答でした。

よって、28ページの一覧にある農地すべてを非農地と決定したいと考えております。

29ページをご覧ください。こちらは、地域別の集計となっております。

全部で13筆 計17,336㎡となっております。

今後のスケジュールについては、所有者等に非農地と決定したことの通知を送付し、その後の法務局の手続きについては、市が一括で地目の変更をする予定です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第37号について、質疑、ご意見を求めます。ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、報告2件について、事務局に説明を求めます。

阿保主事

30 ページをご覧ください。

報告第 30 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

31 ページと 32 ページをご覧ください。

こちらは、令和 7 年 12 月から令和 8 年 1 月までの間に受理した、相続による届出の一覧となります。

件数は 27 件、面積 298,981 m²、田 85 筆、畑 95 筆です。

続いて、33 ページをご覧ください。

報告第 31 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配付しております、別添 3：関連案件一覧と併せて、34 ページをご覧ください。

47 番から 49 番までは借受人へ売却するため解約するものです。

件数は 3 件、面積 31,170 m²、田 2 筆 19,511 m²、畑 2 筆 11,659 m² です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 12 回総会を閉会いたします。

【閉会 14 時 41 分】